相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区上池台一丁目三五番地、最後の住所千葉県大網白里市駒込四四〇番地八大あみハイツB棟一四一七号

被相続人　亡　西條　**廣道**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所東京都千代田区五番町一四番地五番町光ビル五階

相続財産管理人　弁護士　森近　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区岩本町三丁目一八番地四、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷一二二三番地　被相続人　亡　石毛　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所東京都港区南青山五丁目一一番一五号H&M南青山WEST四〇二号室古屋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古屋有実子

（登録氏名　古屋ゆみ子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市栃堀四二九二番地、最後の住所東京都豊島区西池袋五丁目一三番一八号白百合荘A五号　被相続人　亡　上村　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号jeVビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市本丸六五四番地二、最後の住所東京都世田谷区羽根木二丁目四番二号

被相続人　亡　松岡　隆平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号jeVビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市是政五丁目二番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙木　哲智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階TOKYO大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区川島町二九四〇番地九、最後の住所横浜市緑区竹山四丁目三番地一竹山団地四三一九―一九一三

被相続人　亡　長峰　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階

相続財産管理人　弁護士　長瀬　陽朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市東雲町二丁目乙一五二番地、最後の住所神奈川県鎌倉市笛田三丁目一三番一―二一四号　被相続人　亡　小野　正心

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市南篠崎二三八三番地、最後の住所横浜市神奈川区神大寺二丁目九番七―二〇三号　被相続人　亡　福田　富行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル六階横浜仲通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市市井町二一六番地、最後の住所滋賀県近江八幡市八幡町二三五番地三二　被相続人　亡　河村裕次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所滋賀県近江八幡市鷹飼町五六〇―一洗心ビル五階東近江法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福井　達生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区樫原宇治井町三番地、最後の住所京都市西京区川島玉頭町三二番地三　被相続人　亡　中路　常

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇番地

相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市若松町庵ノ上四七番地五、最後の住所京都府綾部市位田町岩井七七番地の一五

被相続人　亡　田中長治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

京都府福知山市駅前町三二二番地　三右衛門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市南恵我之荘二丁目四八六番地、最後の住所大阪府豊中市新千里南町三丁目一番二三号　被相続人　亡　**吉川**　康隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

第50期決算公告

平成27年1月16日　　茨城県常総市馬場442番地の2

株式会社エスディイ製作所

代表取締役　斎藤　一秀

貸借対照表の要旨　（平成26年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	513,734	流動負債	137,370
固定資産	389,567	引当金	6,326
		役員賞与引当金	131,044
		その他	5,131
		固定負債	5,131
		退職給付引当金	760,800
		株主資本	49,400
		資本金	36,400
		資本剰余金	36,400
		資本準備金	675,000
		利益剰余金	12,350
		利益準備金	662,650
		その他利益剰余金	(79,255)
		（うち当期純利益）	
資産合計	903,301	負債・純資産合計	903,301